

# 4 国家公務員 月例給は7年ぶりの据え置き ——人事院勧告

48

人事院（一宮なほみ総裁）は10月28日、国家公務員の給与について、民間企業との差は極めて小さいとして「月例給の改定なし」と国会と内閣に対して報告した。月例給の改定を据え置いたのは7年ぶり。ボーナスに相当する特別給については、10月7日に先行して0.05カ月分引き下げよう勧告している（本誌2020年11月号トピックスで既報）。

## 164円だけ国家公務員の水準が上回る

人事院では毎年、国家公務員の月例給と特別給の勧告を行うにあたり、民間企業の給与水準を調べる実態調査を行っている。今年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮し、特別給に関する調査を先行して実施。月例給に関しては、8月17日から9月30日までの期間で調査を行い、4月分の給与について官民較差を調べた。

調査は、企業規模50人以上かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約1万2,000所を対象とし、公務員俸給表の「行政職（一）」に相当する公務員と類似する従業員約43万人について調べた。調査結果から平均給与水準を比べたところ、国家公務員（40万8,868円）が民間（40万8,704円）を164円（0.04%）だけ上回り、その差は極めて小さかったことから、「俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない」とした。

## 昨年0.09%の引き上げ勧告

月例給の改定がないのは平成25

（2013）年以来、7年ぶりのこと。過去の実績を見ると、リーマン・ショックの影響の残る2012年と2013年が改定なしで、以降、アップ率が2014年0.27%、2015年0.36%、2016年0.17%、2017年0.15%、2018年0.16%、2019年0.09%と推移していた。

特別給については10月7日に先行して勧告しており、現行の4.50カ月から0.05カ月引き下げ、4.45カ月にしよう求めた。

## 「地方では丁寧な労使協議を」(連合)

労働組合のナショナルセンター、連合は同日、相原康伸事務局長の談話を発表し、「民間給与の調査を踏まえた改定内容として受け止める」とする一方、人事院勧告の内容は地方公務員の給与改定論議にも大きく影響することから「人事委員会が置かれている地方自治体においては、地方公務員の給与にかかる人事委員会報告または勧告が行われる。人事院報告および勧告を踏まえつつ、地域経済の底支え・活性化に向けて、地方自治の本旨にもとづき、より丁寧な労使協議が行われることを期待する」とした。

一方、全労連は黒沢幸一事務局長の談話で、「公務労働者をはじめ人事院勧告の影響を受ける多くの労働者の生活改善を求める声に背くものである。新型コロナウイルスの感染拡大防止などに全力でとりくんできた公務労働者を失望させ、われわれの要求に応えない極めて不満な勧告である」と不満の意を表明している。

## 定年引き上げの早期実施を改めて要請

10月7日に、人事院が勧告とともに発表した「公務員人事管理に関する報告」では、長時間労働の是正や、定年の引き上げなどについて言及している。

長時間労働の是正では、2019年度において人事院規則で定める上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合について各府省からの報告を取りまとめたとし、それによると同割合は他律的業務の比重が高い部署では約9%、それ以外の部署では約7%だったと指摘。人事院として今後、各府省における整理、分析と検証の状況について把握するとともに、各府省に対する情報提供や必要な指導を行っていくとしている。

定年の引き上げについては、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることなどを内容とし、今年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が審議未了で廃案となったものの、人事院として「高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請する」としている。

公務職場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策では、柔軟な時差出勤のための特例措置や、妊娠中の女性職員の業務軽減などに取り組んできたが、報告は今後も、「感染状況等も注視しつつ、必要な対応を行っていく」としている。

（調査部）